明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○浄化槽法施行令の一部を改正する政令（一七）　二
〔条約〕
○国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正（一）　二
〔府令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　三
〔告示〕
○除籍が滅失した件（法務一〇七）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一〇八）　三
○国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の効力発生に関する件（外務七六）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同七七）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁二四）　四
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二五、二六）　五
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二七）　六
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二八）　六
○著作権法第三十七条の二第一号の聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（同二九）　七
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働四六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六〇二～六〇六）　八
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通二五五）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二五六～二六〇）　九
○都市計画に関する件（東北地方整備局三九～四二）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局七七、七八）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局四二～四四）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局五三）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局三一、三二）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局四五、四六）　一〇
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　一二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一二
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
国家試験
平成二十三年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、財団、有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、結城用水土地改良区役員の退任及び就任、鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇浄化槽法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（国土交通省）

1　浄化槽設備士試験の受験手数料の額を二万三、六〇〇円から二万二、五〇〇円に変更することとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正（条約第一号）（外務省）

この改正は、国際通貨基金（以下「基金」という。）の機能を強化することを目的として、基金の投資権限の拡大等を行うための国際通貨基金協定の改正について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　投資勘定における資金の運用の拡大

基金は、総投票権数の七〇パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。（第一二条第六項(f)(iii)及び(vi)関係）

2　特別支払勘定における資金の運用の拡大

基金は、総投票権数の七〇パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。（第五条第一二項(h)関係）

3　金の売却収益の運用

基金が協定の第二次改正の日の後に取得した金を売却する場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。また、この改正の発効以前であっても、二〇〇八年四月七日以降に金の売却を行った場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。（第五条第一二項(k)関係）